

公売参加にあたっての注意事項

- 1 入札に際しては、あらかじめ閲覧に供されている公売公告及び契約書・管理規約などの関係資料を必ず確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行った上で入札してください。
- 2 執行機関は、公売財産が不動産である場合、公売財産の引き渡し義務を負いません。
また、公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、買受人が行うことになります。隣地との境界確定についても、買受人と隣地所有者との間で行ってください。執行機関は関与いたしません。
- 3 執行機関は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 4 買受人が公売財産の買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。なお、取得に許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。農地等の権利移転の時期は、農業委員会等による許可又は届け出の受理があったときです。
- 5 入札に際して事前に次のものが必要となります。
 - (1) 入札申込書兼公売保証金還付請求書及び陳述書
入札を希望される方は、事前に必ず、入札申込書兼公売保証金還付請求書（以下、入札申込書）及び陳述書を提出してください。
 - (2) 公売保証金の納付
入札を希望される方は、公売保証金を納付した後でなければ入札できませんので、入札を行う前に納付してください。なお、振込先口座については、入札申込書を提出いただいた方にお知らせします。
- 6 入札には次のものが必要となります。
 - (1) 印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印）
 - (2) 身分に関する証明（本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合は、代理人本人）の身分に関する証明を呈示又は提出していただくことがありますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。）
 - (3) 代理人が入札する場合は委任状
 - (4) 法人名義で入札する場合は商業登記簿謄本など、所在地と代表者名を証明できるもの
 - (5) 共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書兼持ち分内訳書
 - (6) 公売財産が農地の場合は、県知事又は農業委員会の発行する買受適格証明書
 - (7) 収入印紙（200円分）
公売保証金の返還を受ける方が営利法人又は個人事業者である場合で、公売保証金が5万円以上の時は、売却区分ごとに200円の収入印紙が必要です。
- 7 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず確認してください。

8 売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者となった場合は次のものが必要となります。

(1) 買受代金の納付（入札価額と公売保証金の差額を納付してください。）

(2) 住民票 1通（個人名で入札されたとき）

商業登記簿謄本 1通（法人名で入札されたとき）

(3) 印鑑

(4) 公売財産が農地である場合は、県知事又は農業委員会が発行する権利移転の許可書

(5) 所有権移転登記請求書

(6) 所有権移転の手続きにかかる費用

i) 登録免許税

納付後の領収書又は相当額の収入印紙の提出。

※登録免許税の納付書は、国税納付を扱う金融機関（銀行・郵便局）又は、税務署の窓口に取り揃えてあります。

※収入印紙の販売所は、郵便局、法務局等になります。

ii) 通信費用（所有権移転のための登記嘱託関係書類の郵送料に使用します。）

所有権移転登記の登記済証の郵送を希望される方は、440円分の切手を提出してください。

※簡易書留郵便（120円＋320円）＝440円